

新規就農定着促進事業

【5,483百万円】

対策のポイント

新たに農業経営を開始した青年農業者等が個人で行う農業用機械・施設等の導入を、地域の協議会等を通じて支援（補助率1/2以内で400万円を上限に助成）することにより、新規就農者の経営の早期安定を図り地域の将来の担い手を育成、確保します。

（現状）

- ・ 39歳以下の新規就農者は平成19年には1万人であり、漸減傾向にあります。
- ・ 農業者の高齢化が進むなか、労働力確保や技術・経営の継承の面から、若者等の農業への参入を積極的に進めていくことが重要となっています。
- ・ 新規就農者の多くが農業経営を開始するに当たり苦労した点として、営農技術の修得や資金の確保をあげています。

政策目標

【新規就農者数(39歳以下)】10千人（19年度）→毎年12千人程度

<内容>

- 地域の協議会等の支援を受け、新規就農者が機械・施設等を取得する場合に、その取得に係る経費の一部を、地域の協議会等を通じて助成します。

【助成対象となる経費】新規就農者が取得する農業用機械（トラクター、防除機、収穫機等）、営農用施設（ハウス、畜舎、保冷库等）等。

【助成要件】

- ①地域の協議会等：都道府県（地方振興局、普及指導センター等）、市町村、農業団体等を構成員とし、担い手・新規就農者支援を行う組織であり、新規就農者の育成・定着支援を実施すること等。
- ②新規就農者：平成19年度以降に営農を開始した認定就農者（認定申請時点で39歳以下の者）等。

（注）認定就農者とは、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成7年法律第2号）に基づく都道府県知事の認定を受けた者をいいます。

〔一人当たり助成額〕400万円以内

（注）補助残の自己資金分については、無利子の就農支援資金の借入れにより充当することが可能です。

【補助率：1/2以内】

<事業実施主体> 民間団体等

<事業実施期間> 平成21年度

[担当課：経営局 人材育成課（03-6744-2162（直））]

新規就農定着促進事業

～新規就農者の経営の早期安定を図るため、機械・施設等の整備を支援します～

5,483百万円

1. 事業内容

新規就農者の経営の早期安定を図るため、地域の協議会の支援を受けて、新規就農者が機械・施設等を取得する場合に、その取得に係る経費の一部を、地域の協議会等を通じて助成します。

2. 支援内容

- 新規就農者が取得する機械・施設等に係る経費について、一人当たり最大400万円（補助率1/2以内）を助成します。

＜支援対象となる主な経費＞

- ・ 農業用機械（トラクター、防除機、収穫機等）の購入
- ・ 営農用施設（ハウス、畜舎、保冷库等）の設置 等



- 補助残の自己資金分については、無利子の就農支援資金の借入れにより充当することが可能です。

3. 支援要件・手続き

